

議案第178号

職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部を改正する条例案

第1条 職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例（平成4年大阪市条例第85号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の110」を「100分の105」に改め、同項第2号中「100分の70」を「100分の65」に改める。

第2条 職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の105」を「100分の107.5」に改め、同項第2号中「100分の65」を「100分の67.5」に改める。

附 則

この条例は、令和2年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

令和2年11月26日提出

大阪市長 松 井 一 郎

説 明

一般職員の期末手当の支給割合を改めるため、条例の一部を改正する必要があるもので、この案を提出する次第である。

(参照)

{ 傍線は削除
太字は改正

職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例（抄）

（第1条による改正関係）

（一般職員の期末手当）

第2条 省 略

2 前項に定める職員の期末手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額に、基準日以前の市規則で定める期間（以下「調査対象期間」という。）における実勤務日数（所定の勤務日の日数から欠勤等の日数（欠勤その他の市規則で定める事由により所定の勤務日に勤務しなかった日の日数をいう。以下同じ。）を減じた日数をいう。以下同じ。）の区分（第3号に掲げる職員にあっては、1週間当たりの所定の勤務日の日数ごとに設ける調査対象期間における実勤務日数の区分）に応じ、それぞれ100分の100を超えない範囲内で市規則で定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 指定職給料表の適用を受ける職員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）以外の職員 期末手当基礎額に $\frac{100分の130}{100分の125}$

（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの並びに高等学校等教育職給料表又は小学校・中学校教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの、幼稚園教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもの及び消防職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの（これらの職員のうち、市規則で定める職員を除く。以下「特定管理職員」という。）にあっては、 $\frac{100分の110}{100分の105}$ ）

得た額

(2) 指定職給料表の適用を受ける職員 期末手当基礎額に $\frac{100分の70}{100分の65}$ を乗じて得た額

(3) 省 略

3－5 省 略

職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例（抄）

（第2条による改正関係）

（一般職員の期末手当）

第2条 省 略

2 前項に定める職員の期末手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額に、基準日以前の市規則で定める期間（以下「調査対象期間」という。）における実勤務日数（所定の勤務日の日数から欠勤等の日数（欠勤その他の市規則で定める事由により所定の勤務日に勤務しなかった日の日数をいう。以下同じ。）を減じた日数をいう。以下同じ。）の区分（第3号に掲げる職員にあっては、1週間当たりの所定の勤務日の日数ごとに設ける調査対象期間における実勤務日数の区分）に応じ、それぞれ100分の100を超えない範囲内で市規則で定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 指定職給料表の適用を受ける職員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）以外の職員 期末手当基礎額に $\frac{100分の125}{100分の127.5}$ （行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上である

もの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの並びに高等学校等教育職給料表又は小学校・中学校教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの、幼稚園教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもの及び消防職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの（これらの職員のうち、市規則で定める職員を除く。以下「特定管理職員」という。）にあっては、

$\frac{100分の105}{100分の107.5}$) を乗じて得た額

(2) 指定職給料表の適用を受ける職員 期末手当基礎額に $\frac{100分の65}{100分の67.5}$ を乗じて得た

額

(3) 省 略

3－5 省 略